

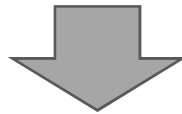
## 2022 年 1 月からの健康保険法の改正について

### ●任意継続被保険者制度の見直し（任意脱退）

・2021 年 1 2 月 3 1 日まで

次の事由に該当する場合、任意継続被保険者の資格は喪失となります。（健康保険法第 38 条）

- ①任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき
- ②再就職により被用者保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者となったとき
- ③被保険者が死亡したとき
- ④保険料を納付期日までに納めなかったとき



・2022 年 1 月 1 日から

次の事由に該当する場合、任意継続被保険者の資格は喪失となります。（健康保険法第 38 条）

- ①任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき
- ②再就職により被用者保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者となったとき
- ③被保険者が死亡したとき
- ④②③以外の理由で脱退を希望する旨を、保険者に申し出たとき  
（喪失申出書受理日の翌月 1 日喪失）
- ⑤保険料を納付期日までに納めなかったとき